

日本スポーツ振興センター災害給付金制度について

学校の管理下では、休憩時間や体育時間など様々な状況において、「けが」をすることがあります。日本スポーツ振興センターの災害給付制度とは、お子さんが学校の管理下で「けが」などをした時に、保護者に対して給付金（災害共済給付）を支払う制度です。

■給付の対象となる「学校管理下」の範囲

1. 授業中
例) 各教科、遠足、修学旅行、大掃除など
2. 学校の教育計画に基づく課外指導中
例) 部活動、林間学校、臨海学校
3. 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
例) 始業前、業間休み、昼休み、放課後
4. 通常の経路及び方法による通学中
例) 登校中、下校中
5. その他
例) 寄宿舎にあるとき



■給付の対象となる災害の範囲

その原因が学校の管理下で発生したもの

■おもな給付内容（センター法施行令第3条による）

○おもな給付内容（センター法施行令第3条による）平成31年4月1日現在

医療費	医療保険（社会保険、国民健康保険など）による治療で医療費総額が5000円以上の場合に、その1割と自己負担額が給付されます。 (同一災害のけが・病気の医療費は初診から最長10年間給付されます。)
死亡見舞金	3000万円（突然死および通学中の災害は1500万円）
障害見舞金	障害の部位、程度により88万円から4000万円まで (通学中の災害は44万円から2000万円)

{注1} 災害共済給付を受ける権利は、給付事由が生じた日から2年間請求を行わないと時効によってなくなります。

{注2} 小・中学校に通う生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒は、上記のうち医療費について、センター法施行令第3条第6項により給付対象外です。また、高等学校の生徒の自己の故意、重大な過失による災害についても、基本的に上記の給付は行われません。

日本スポーツ振興センターの趣旨をご理解いただき、もれなく加入くださいますようご案内申しあげます。尚、詳しい加入のご案内と申し込み用紙は、入学時にお渡しいたします。